

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 職員給与規程

平成22年4月1日

規程第26号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員就業規則（平成22年4月1日規則第16号。以下「職員就業規則」という。）第28条の規定に基づき、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の常勤職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 非常勤職員の給与については、別に定める。

第2章 給 与

(給与)

第2条 職員の給与は、給料及び手当とする。

2 給料は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成22年4月1日規程第33号。以下「職員勤務時間規程」という。）第2条の規定により定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対し支給する。

3 手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、医師手当、看護師長手当、看護職員処遇改善手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び業績手当とする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。ただし、短時間勤務職員については、職員の所定労働時間に対する、短時間勤務職員の所定労働時間の割合に応じた額とする。

(1) 事務職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、別に定めのあるもののほか、すべての職員に適用する。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。

2 職員の職務の級は、理事長の定める基準に従い決定する。

(初任給、昇格、昇給等)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、職員の初任給、昇給、昇格に関する細則（平成22年4月1日規程第24号。以下「初任給細則」という。）で定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、初任給細則の定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、初任給細則で定める日に、同日前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（管理又は監督の地位にある職員として地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員給与細則（平成22年4月1日規程第27号。以下「給与細則」という。）第71条で定める特定管理職員にあつては、3号給）とすることを標準として初任給細則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳（初任給細則第32条第1項で定める職員にあつては、57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（給与細則第71条で定める特定管理職員にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給細則に定める。

（給与計算期間）

第6条 給与の計算期間は、月の一日から末日までとする。

（給与の支給）

第7条 給料は、毎月21日（以下「支給日」という。）に、当月分の月額的全額を支給する。

（1）手当のうち実績に基づいて支給する時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当については、当月の分を翌月の支給日に支給する。

（2）扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び医師手当は、給料の支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後の支給日に支給することができる。

- 2 21日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（以下「祝日法」という。）による祝日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による祝日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。
- 3 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定にて定めたものについては、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 4 前項前段の規定にかかわらず、給与は、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与計算期間の途中で採用された者及び退職した者の給与等）

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した国家公務員又は地方公務員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで、給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により、給料を支給する場合であつて、月の一日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、第11条の2の計算方法により、日割りによって計算する。

第9条 削除

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合及びその取扱いを特別に定める場合を除くほか、この勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第11条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、医師手当（医師及び歯科医師の場合）、看護師長手当、看護職員処遇改善手当（保健師、助産師、看護師及び准看護師の場合）及び特殊勤務手当（その支給額が月額で定められているものに限る。）の月額の合計の金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除して得た額とする。ただし、職員が特殊勤務手当（その支給額が日額で定められているものに限る。）の対象となる業務に従事する場合の勤務1時間当たりの給与額は、前段の額に、当該業務にかかる特殊勤務手当の金額を1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間数）で除して得た額を加えた額とする。

- 2 前項の規定のうち短時間勤務職員については、職員の所定労働時間に対する、短時間勤務職員の所定労働時間の割合に応じて、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び医師手当（医師及び歯科医師の場合）の月額の合計の金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除して得た額とする。

(日割計算による給与額の算出)

第11条の2 給料を支給する場合であつて月の1日から支給する以外のとき、又はその月の末日まで支給する以外のときは、その給料額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額及び医師手当（医師及び歯科医師の場合）の合計の金額をその期間の現日数から職員勤務時間規程第6条に定める法定休及び週休の日数及び勤務時間等規定第9条に定める祝日法に定める休日及び年末年始の休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる給与額を計算する。

- 2 管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び看護職員処遇改善手当を日割計算する場合は、前項の算出方法に準じて計算する。

(給与及び諸手当の支給方法に関し必要な事項)

第12条 給料及び諸手当の支給方法に関し必要な事項は、この規程に定めるほか、給与細則に定める。

(退職者の給与)

第13条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、心身の故障のため長期の休養を要するとして退職にされたときは、その退職の期間中、これに給料及び手当の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり心身の故障のため長期の休養を要するとして退職にされたときは、そ

の休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により長期の休養を要するとして休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し、起訴されたことにより休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 職員が水難、火災その他の災害以外の理由により、生死不明又は所在不明となったため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。
- 7 心身の故障のため長期の休養を要する職員及び刑事事件に関し起訴されたために休職にされた職員には、法律又は法人が規定する規程等に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第32条第1項（期末手当）に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは成年被後見人又は被保佐人となったため就業規則第17条の規定により退職し、又は死亡したときは、同項の規定により給与細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、給与細則で定める職員については、この限りでない。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第33条及び第33条の2の規定を準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは、「第13条第7項」と読み替えるものとする。
- 10 職員が職員就業規則第16条第1項第5号の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

（育児休業者等の給与）

第14条 職員が職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成22年4月1日規程第36号）に定める休業及び短時間勤務をする場合の給与は、別に定める。

（管理職手当）

第15条 管理職手当は、給与細則第15条管理職手当支給対象職一覧で指定する管理職職員について、その職務の特殊性に基づき、給与細則で定める基準に従い支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えてはならない。

（扶養手当）

第16条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている

ものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（新たに職員となった者の扶養手当）

第17条 新たに職員となった者に扶養親族（事務職9級職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事務職9級職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（事務職9級職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、事務職9級職員等以外の職員から事務職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職9級職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月

の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある事務職9級職員等が事務職9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職9級職員等以外のものが事務職9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級職員等及び事務職9級職員等以外のものが事務職8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第18条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して給与細則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の10
- (5) 5級地 100分の6
- (6) 6級地 100分の3
- (7) 7級地 100分の1

3 短時間勤務職員については、前項の月額は、職員の所定労働時間に対する、短時間勤務職員の所定労働時間の割合に応じた額とする。

4 前項の地域手当の級地は、給与細則で定める。

第19条 医療職給料表（1）の適用を受ける職員その他法人がこれに準ずると認める職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超

える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他給与細則で定める職員を除く。）

(2) 削除

(3) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舎その他給与細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして給与細則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 削除

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で給与細則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、給与細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月

数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に定める額。短時間勤務職員等、常勤職員よりも勤務日数が少ない職員で、平均一箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合の通勤手当の支給については、給与細則に定める。

片道4キロメートル未満	2,900円
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	4,300円
片道6キロメートル以上8キロメートル未満	5,600円
片道8キロメートル以上10キロメートル未満	6,900円
片道10キロメートル以上12キロメートル未満	8,100円
片道12キロメートル以上14キロメートル未満	9,300円
片道14キロメートル以上16キロメートル未満	10,500円
片道16キロメートル以上18キロメートル未満	11,700円
片道18キロメートル以上20キロメートル未満	12,800円
片道20キロメートル以上22キロメートル未満	13,900円
片道22キロメートル以上24キロメートル未満	15,000円
片道24キロメートル以上26キロメートル未満	16,100円
片道26キロメートル以上28キロメートル未満	17,200円
片道28キロメートル以上30キロメートル未満	18,300円
片道30キロメートル以上32キロメートル未満	19,400円
片道32キロメートル以上34キロメートル未満	20,500円
片道34キロメートル以上36キロメートル未満	21,600円
片道36キロメートル以上38キロメートル未満	22,700円
片道38キロメートル以上40キロメートル未満	23,800円
片道40キロメートル以上42キロメートル未満	24,900円
片道42キロメートル以上44キロメートル未満	25,900円
片道44キロメートル以上46キロメートル未満	26,900円
片道46キロメートル以上48キロメートル未満	27,900円
片道48キロメートル以上50キロメートル未満	28,900円
片道50キロメートル以上52キロメートル未満	29,900円
片道52キロメートル以上54キロメートル未満	30,900円
片道54キロメートル以上56キロメートル未満	31,900円
片道56キロメートル以上58キロメートル未満	32,900円
片道58キロメートル以上60キロメートル未満	33,900円
片道60キロメートル以上62キロメートル未満	34,900円
片道62キロメートル以上64キロメートル未満	35,900円
片道64キロメートル以上66キロメートル未満	36,900円
片道66キロメートル以上68キロメートル未満	37,900円
片道68キロメートル以上70キロメートル未満	38,900円
片道70キロメートル以上	39,900円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して細則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 勤務先を異にする異動又は在勤する勤務先の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務先に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で給与細則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務先の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が給与細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、給与細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、職員以外の地方独立行政法人職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして給与細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が給与細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して給与細則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして給与細則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与細則で定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の給与細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して給与細則で定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として給与細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 短時間勤務職員は、前各項により算出した通勤手当月額を、5で除して短時間勤務職員の1週間当たりの平均所定勤務日数を乗じて得た金額を支給することができる。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第22条 採用に伴う赴任又は勤務先を異にする異動並びに勤務先の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他給与細則に定めるやむを得ない理由により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該赴任又は異動並びに勤務先の移転の直後に在勤する勤務先に通勤することが通勤距離等を考慮して給与細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務先に通勤することが、通勤距離等を考慮して給与細則に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（給与細則に定める方法で算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が給与細則に定める距離以上である職員にあっては、その額に、48,000円を超えない範囲で交通距離の区分に応じて給与細則に定める額を加算した額）とする。
- 3 職員以外の地方独立行政法人職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の給与細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して給与細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して給与細則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして給与細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（時間外勤務手当）

第23条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、時間外勤務手当を支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額
 - (2) 職員勤務時間規程第6条により週休と定められた日における勤務 勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額
 - (3) 次に掲げる勤務 勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額
 - ア 職員勤務時間規程第6条により毎日曜日を法定休、毎土曜日を週休と定められた職員が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日（当該休日に代わる代休日を含む。）及び年末年始の休日（当該休日に代わる代休日を含む。）（以下「休日等」という。）に勤務をした場合
 - イ 職員勤務時間規程第2条第2項の規定によって勤務する職員が、休日等に当たるとして勤務を要しないと定められた日に勤務をした場合
 - (4) 給与計算期間である1か月において、法定労働時間を超えた勤務時間の合計時間数が60時間を超えた場合は、その超えた部分については、前3号の規定にかかわらず、その超えた時間の勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額
- 2 休日等が法定休に当たるときは、当該休日の直後の勤務日については、前項第3号の規定を適用する。
 - 3 週休に、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「所定労働時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられ、職員勤務時間規程第8条第3項に規定する振替休日を指定された職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給す

る。ただし、職員勤務時間規程第2条第2項に定める方法で勤務時間する職員は除く。

(休日勤務手当)

第24条 法定休と定められた日に勤務を命じられた場合には、当該勤務に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

- 2 毎日曜日を法定休と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法に規定する休日が法定休に当たるときは、当該休日の直後の勤務日について、前項の規定を準用する。

(夜間勤務手当)

第25条 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(宿直手当)

第26条 宿直勤務（労働基準法（昭和22年法律第79号）第41条第3号に基づく断続的な勤務をいう。）を命ぜられた職員（医師又は歯科医師に限る）には、その勤務1回につき、20,000円を宿直手当として支給する。

- 2 前項の勤務は、第23条から第25条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 給与細則第15条管理職手当支給対象職一覧で指定する管理職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により特に法人に勤務を命ぜられた場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の表で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して給与細則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。

管理職手当の支給区分	額
1種	12,000円
2種	10,000円
3種	8,000円
4種	6,000円
5種	4,000円

- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師手当)

第28条 医師及び歯科医師には、次の各号に定める医師手当を支給する。

- (1) 医師 月額408,400円
- (2) 歯科医師 月額368,400円

- 2 医師及び歯科医師で次の各号にあたる者には、前項に定める額に加え、それぞれの号で定める額を支給する。

- (1) 院長、院長代理及び医監 月額100,000円
 - (2) 副院長 月額80,000円
 - (3) 主任部長 月額60,000円
 - (4) 部長 月額40,000円
- 3 短時間勤務職員については、前2項の月額を、職員の所定労働時間に対する、短時間勤務職員の所定労働時間の割合に応じた額とする。

(看護師長手当)

第28条の2 看護師のうち師長である者には、師長手当を支給し、その月額は、20,000円とする。

- 2 看護師長手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(看護職員処遇改善手当)

第28条の3 医療職給料表(3)の適用を受ける者には、月額12,000円の看護職員処遇改善手当を支給する。

- 2 短時間勤務職員については、前項の月額を、職員の所定労働時間に対する、短時間勤務職員の所定労働時間の割合に応じた額とする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第29条 第23条、第24条及び第26条の2の規定は、管理職員には適用しない。

(特殊勤務手当)

第30条 職員が次の各号に掲げる業務に従事した場合には、それぞれ当該各号に掲げる額の特殊勤務手当を支給する。

- (1) 防疫等作業手当 感染症防疫作業に従事する職員が感染症(法人が定める感染症に限る。以下この項において同じ。)が発生し、又は発生のおそれのある場合において従事する感染症の患者(第8項において「感染症患者」という。)若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合には、従事した日1日につき290円を支給する。
- (2) 放射線取扱手当 診療放射線技師である職員が従事するエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で法人が定めるものに従事した場合及び診療放射線技師以外の職員が法人が定めるエックス線その他の放射線を取り扱う作業に従事した場合には、従事した日1日につき240円の放射線取扱手当を支給する。
- (3) 死体処理作業手当 医療職給料表(1)及び医療職給料表(2)以外の適用を受ける職員が死体処理作業に従事した場合は、次の各号のとおり支給する。
 - ① 医療職給料表(3)の適用を受ける者 死体1体につき500円(その作業が心身に著しい負担を与えると理事長が認める作業に従事した場合には、1,000円)
 - ② 医療職給料表(3)以外の給料表の適用を受ける者 死体1体につき1,100円(その作業が心身に著しい負担を与えると理事長が認める作業に従事した場合には、2,200円)
- (4) 精神保健業務手当 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の定める精神障害者若しくはその疑いのある者の診察に精神保健指定医として従事し、若しくはその診察の立会いに従事し、又は精神障害者の移送に従事した場合その他法人が定める業務に従事した場合には、従事した日1日につき290円を支給する。
- (5) 夜間看護手当 助産師、看護師若しくは准看護師又は法人がこれらに準ずると認める職員が従事する看護等の業務で正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午

前5時前の間をいう。以下同じ。) において行われるものについては、勤務1回につき次の各号のとおり支給する。

- ① 全深夜10,000円
- ② 4時間以上勤務5,000円
- ③ 2時間以上4時間未満勤務4,000円
- ④ 2時間未満勤務3,000円

(6) 救急呼出手当 医療職給料表の適用を受ける職員のうち、救急患者（救急車により搬送される患者その他緊急の治療を要する外来患者及び容態が急変するおそれがあるため集中治療病棟その他集中治療を行う施設に入院している患者をいう。以下同じ。）に対処するために自宅その他連絡を取り得る場所で待機することを依頼された者が従事する救急医療等の業務で、正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し、待機を依頼された期間中に救急患者に対処するために呼出を受け、正規の勤務時間以外の時間において1時間以上手術その他の救急患者の治療の業務に従事した場合には、勤務1回につき1,620円を支給する。

(7) 患者接触等業務手当 職員のうち法人が定める者が結核患者、精神病患者又は感染症患者に直接接する窓口業務その他法人がこれに準ずるものとして定める業務に従事した場合には、従事した日1日につき240円を支給する。

(8) 外国勤務手当 外国に駐在を命ぜられ、当該地において勤務する職員には、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この項において「法」という。）の規定に準じ在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤手当のうち在勤基本手当、住居手当及び子女教育手当の支給の例によって法人が定めるところにより、在勤基本手当にあつては100分の75、住居手当及び子女教育手当にあつては100分の100（住居手当にあつては、法の規定による限度額に100分の80を乗じて得た額を限度とする。）に相当する額（当該額のみにより難い特別の事情があると法人が認める場合には、当該額に法人が定める額を加算して得た額）を支給するものとし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を加算して支給する。

(9) 実技訓練手当 衛生専門学校及び看護専門学校に勤務する職員のうち、事務職給料表、医療職給料表（2）又は医療職給料表（3）の適用を受ける者が、岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則（昭和51年岐阜県規則第37号）第6条に規定する教育課程のうち実技の訓練又は実習の指導に従事した場合には、従事した日1日につき310円を支給する。

(10) 分娩手当 産婦人科に勤務する医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び医療職給料表（3）の適用を受ける助産師が、分娩の介助、帝王切開等分娩に関する業務に従事した場合には、従事した1件につき医師7,000円、助産師3,000円を支給する。ただし、複数の医師及び助産師が携わった場合は、主となる医師及び助産師に支給する。

(11) 出向診療手当 医療職給料表（1）の適用を受ける医師が、出向期間中に外出先で手術、代診診療支援を行った場合で、理事長が特に必要と認めた時は、出向1回につき次の表に定める額を支払うものとする。なお、支給額については、手術、代診診療支援の業務量等を勘案し、理事長がその都度決定するものとする。また、外出先での手術、代診診療支援が正規の勤務時間以外の時間に行われた場合、表の備考に定める時間内の時間外勤務手当及び休日勤務手当並びにその時間に係る夜間勤務手当を含むものとし、備考に定める時間を超える時間については、第23条に規定する時間外勤務手当及び第24条に規定する休日勤務手当、第25条に規定する夜間勤務手当を支払うものとする。

出向診療先	支給区分	支給額A	備考	支給額B	備考
高山赤十字病院	医師免許取得後21年以上	48,000円	※1	24,000円	※2

	医師免許取得後11年～20年目	42,000円	※1	21,000円	※2
	医師免許取得後6年～10年目	36,000円	※1	18,000円	※2
	医師免許取得後3年～5年目	30,000円	※1	15,000円	※2
東白川村国保診療所	—	18,000円		—	

※1) 4時間分の時間外勤務手当及び休日勤務手当並びにそれらの時間に係る夜間勤務手当を含む。

※2) 2時間分の時間外勤務手当及び休日勤務手当並びにそれらの時間に係る夜間勤務手当を含む。

(12) 待機手当 医療職給料表(2)の適用を受ける臨床工学技士及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、救急患者に対処するために自宅その他連絡を取り得る場所で待機することを命ぜられた場合には、待機1回につき810円(ただし、待機期間中に救急患者に対処するために呼出を受け、正規の勤務時間以外の時間において1時間以上手術その他の救急患者の治療の業務に従事した場合は、この限りではない。)支給する。

(13) 透析業務手当 医療職給料表(2)の適用を受ける臨床工学技士及び医療職給料表(3)の適用を受ける者が透析センター部に勤務し血液透析業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(14) リハビリ業務手当 リハビリテーション部に勤務する医療職給料表(2)の適用を受ける者がリハビリ業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(15) 放射線業務手当 放射線科及び中央放射線部に勤務する医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける者が放射線業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(16) 臨床検査業務手当 臨床検査部に勤務する医療職給料表(2)の適用を受ける者が臨床検査業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(17) 薬剤業務手当 薬剤部に勤務する医療職給料表(2)の適用を受ける者が薬剤業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(18) 栄養指導等業務手当 栄養管理部に勤務する医療職給料表(2)の適用を受ける者が栄養指導等業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(19) 患者相談業務手当 医療相談室に勤務する医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける者が患者相談業務に従事した月1月につき3,500円支給する。ただし、第28条の2の規定により看護師長手当を受ける職員には、支給しない。

(20) 手術・中材業務手当 中央手術部に勤務する事務職給料表の適用を受ける看護助手及び医療職給料表(3)の適用を受ける者が手術部業務に従事した月1月につき3,500円支給する。

(21) 夜間受診・相談センター業務手当 救急患者に対処するための待機職員(医療職給料表(3)の適用を受ける者)に対し、飛騨南部 発熱外来診療体制による受診・相談センターに係る電話相談を命じられた場合、待機手当とは別に待機1回につき1,000円支給する。(適用期間については別に定める。)

2 特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。ただし、特殊勤務手当のうちあらかじめ理事長が承認したものについては、一の給与期間の分を当該給与期間における給料の支給日に支給することができる。

3 給与細則第6条の規定は、特殊勤務手当のうち、時間によってその額が定められているものについて準用する。

4 各所属長は、特殊勤務実績簿を作成しなければならない。

(併給禁止)

第30条の2 特殊勤務手当のうち透析業務手当、リハビリ業務手当、放射線業務手当、臨床検査業務手当、薬剤業務手当、栄養指導等業務手当、患者相談業務手当及び手術・中材業務手当の支給を受ける職員には、特に定めがある場合を除き、次に掲げる特殊勤務手当を支給しない。

- 一 防疫等作業手当
- 二 死体処理作業手当
- 三 精神保健業務手当
- 四 患者接触等業務手当

第31条 削除

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の2までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（次条及び第33条の2においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇され若しくは死亡した職員（第12条第7項の規定を受ける職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（給与細則第71条で定める特定管理職職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇 月	100分の100
5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	100分の80
3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	100分の60
3 箇 月 未 満	100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは死亡した職員にあっては、退職し、若しくは死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

5 事務職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上である職員で、給与細則第73条職務・管理区分・役職加算割合一覧表にその役職加算割合を定める職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として同表に役職加算割合を定める職員については、第3項の規定に関わらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額に職制上の段階等を考慮して給与細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で給与細則で定める割合を乗じて得た額（給与細則第71条で定める特定管理職員にあっては、その額に給料月額の100分の25を超えない範囲内で給与細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(期末手当の不支給)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人岐阜県立下呂温

- 泉病院職員賞罰規程（平成22年4月1日規程第25号）の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第23条第1項の規定により解雇となった職員（同条第1項第4号に該当して退職した職員を除く。）
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差止）

第33条の2 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人の業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けた者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

（勤勉手当）

第34条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の給与細則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第4号の規定により解雇され、又は死亡した職員（給与細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、法人が給与細則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の70（給与細則第71条で定める特定管理職職員にあっては100分の90）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当の基礎額は、基準日現在において職員が受け取るべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「第3項」とあるのは、「第34条第3項」と読み替えるものとする。

（業績手当）

第35条 業績手当は、法人の財務状況及び当該年度の法人の業績が特に良好と認められる場合に、当該年度内において理事長が定める基準日に在職する職員に対し支給することができる。

- 2 業績手当の支給基準、支給額、支給日その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（出向調整手当）

第35条の2 出向調整手当は、法人が希望し、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「出向元」という。）から法人に出向している職員について、その者が出向期間中出向元の業務に従事したものとした場合に、出向元が規定する給与規程に基づき支給される給与と、法人がこの規程の規定により支給する給与とに差が生じる場合に、その差額分について支給することができる。

- 2 前項の差額分とは、該当となる職員の給料、期末手当及び勤勉手当で生じた差額分をいう。
- 3 この手当は、管理職員には適用しない。
- 4 この手当は、給料の差額分については毎月の給与支給日と合わせて、期末手当及び勤勉手当の差額分についてはそれぞれの手当の支給日と合わせて支給する。

（県派遣職員の給与）

第36条 県派遣職員の給与については、この規程の規定に関わらず、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年10月1日条例第29号）その他岐阜県の関係規程（以下「岐阜県給与等関係規程」という。）の定めるところにより算定した額を支給することができる。

（補則）

第37条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日より施行する。
- 2 期末手当の計算期間に関し、岐阜県をその者の非違によることなく退職し、引き続き法人の職員となった者については、期末手当の在職期間については、岐阜県職員として勤務した期間を通算して算定する。ただし、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に法人に採用された職員に限る。

附 則

この規程は、平成22年8月26日より施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年10月28日より施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年3月17日より施行する。
- 2 第35条の2に規定する出向調整手当については、平成22年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給から適用することとし、その差額分の支給については、年度末から直近の毎月の給与支給日に支給する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日より施行し、第30条第11項に規定する出向診療手当については、平成23年4月1日以降の支給から適用することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。
(承継職員に係る経過措置)
- 2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により法人の職員となった者(以下「承継職員」という。)で、この規定によるその者の受ける給料月額が、法人の設立によりこの規程が施行された日の前日において岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年岐阜県条例第6号)附則第7項から第9項までの規定により給料として支給されていた額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて給料を支給する。
- 4 前2項の規定による給料を支給される職員に関する第9条第2項及び第32条第5項(第34条第4項の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規程の適用については、第9条第2項及び第32条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成24年1月1日改定附則第2項及び第3項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 5 第2項から第4項までの規定について、法人の設立日以降から施行日までにおいては地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の規程等に関する経過措置等を定める規程(平成22年4月1日規程第11号)第3条第1項により、県給与条例を必要な読み替えを行って準用し適用されていたものとする。
- 6 承継職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人設立直前に県給与条例その他岐阜県の関係規程に基づき岐阜県知事により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、第30条第1項第11号に規定する出向診療手当については、平成24年1月1日からの出向分にかかる支給から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日より施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該規定に定める日から施行する。

一 別表第1及び別表第2 平成26年4月1日

二 第34第2項の規定 平成27年4月1日

(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

2 平成26年12月に支給する勤勉手当の額は、次に掲げる規定により算定される額とする。

一 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、法人が給与細則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の82.5（給与細則第71条で定める特定管理職職員にあっては、12月に支給する場合においては100分の102.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

(級及び号給の切替え)

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第2までの給与表の適用を受けていた職員の切替日における級及び号給（以下「新級」及び「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）及びその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）とする。

(給与の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成24年1月1日改正附則第2項に規定する承継職員にあっては、旧級及び旧号給の額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。ただし、平成24年1月1日改正附則第2項に規定する承継職員のうち、同項の規定による差額に相当する額（以下「差額相当額」という。）の支給を受けていたものにあつては、施行の日から平成28年3月31日までの間はその額の3分の1の額（その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は3分2の額を減じた額を給料として支給することとし、平成29年4月1日以後、その差額相当額は支給しないこととする。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前二項の規程に準じて、給料を支給する。

6 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第9条第2項、第15条第2項及び第

32条第5項（給与規程第34条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第9条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と平成27年4月1日改定附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、給与規程第15条第2項及び第32条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成27年4月1日改定附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年3月1日より施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該規定に定める日から施行する。

一 別表第1及び別表第2 平成27年4月1日

二 第34条第2項の規定 平成28年4月1日

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2 平成27年12月に支給する勤勉手当の額は、次に掲げる規定により算定される額とする。

一 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、法人が給与細則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の85.0（給与細則第71条で定める特定管理職職員にあっては、12月に支給する場合においては100分の105.0）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日より施行する。ただし、第30条第15号から第17号の規定については、改正前の第9条に規定する給料の調整額の支給凍結に係る現給保障を受けている職員に限り、当該現給保障が終了する翌月から適用する。

（給料の調整額の支給凍結に係る現給保障を受けている職員に係る経過措置）

2 前項ただし書きに規定する職員について、当該現給保障が終了するまでの間、改正前の第31条に規定に規定する併給の禁止については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成29年1月1日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成29年3月1日より施行する。ただし、第34条第2項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成30年1月1日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日より施行する。ただし、第30条の規定は、平成30年3月1日から施行する。

(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、前項の規定による改正後の給与規程(以下この条において「改正後給与規程」という。)第16条第1項ただし書及び第17条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「事務職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,200円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、事務職9级以上職員等から事務職9级以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)

」と、同条第二項中「扶養親族(事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級職員等以外の職員から事務職9級職員

等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与規程第16条第1項ただし書及び第17条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については8,200円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき9,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき6,500円」と、同条第1項中「扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、事務職9級職員等から事務職9级以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級職員等以外の職員から事務職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項

第2号中「扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後給与規則第16条第1項ただし書並びに第17条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規則第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については7,200円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8级以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職8级以上職員等」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき9,500円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき6,500円（事務職8级以上職員等にあつては、3,500円）」と、同条第2項中「扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級職員等から事務職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級職員等以外の職員から事務職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級職員等」とあるのは「事務職8级以上職員等が事務職8级以上職員等」と、同項第6号中「事務職8級職員等及び事務職9級職員等」とあるのは「事務職8级以上職員等」と、「が事務職8級職員等」とあるのは「が事務職8级以上職員等」とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日より施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成31年1月1日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日より施行する。
(2019年に限り時間外勤務手当に関する特例)
- 2 2019年に限り、第23条第1項第3号の規定中「ア 職員勤務時間規程第6条により毎日曜日を法定休、毎土曜日を週休と定められた職員が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日（当該休日に代わる代休日を含む。）及び年末年始の休日（当該休日に代わる代休日を含む。）（以下「休日等」という。）に勤務をした場合」を「ア 職員勤務時間規程第6条により毎日曜日を法定休、毎土曜日を週休と定められた職員が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日（ただし、4月30日及び5月2日を除く。当該休日に代わる代休日を含む。）及び8月14日及び8月15日並びに年末年始の休日（当該休日に代わる代休日を含む。）（以下「休日等」という。）に勤務をした場合」と読み替えて適用する。
- 3 2019年に限り、第26条の2第1項で規定する「週休、休日等」に、4月30日及び5月2日は該当しないものとして、8月14日及び8月15日は該当するものとして適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年6月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年1月1日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月30日より施行する。ただし、第30条で規定する新型コロナウイルス感染症にかかる特殊勤務手当については令和2年2月26日に遡って適用する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月25日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年3月1日より施行する。ただし、第30条第21項第3号の規定は、令和3年1月9日から適用する。

(令和3年3月31日までの間における新型コロナウイルス感染症対策業務手当に関する特例)

- 2 令和3年1月1日から令和3年3月31日の間に、第30条第21項各号の規定の対象となる業務を行った場合、当該各号で算定した手当額の100分の200の額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年6月1日より施行し、令和3年5月16日に遡って適用する。
(まん延防止等重点措置等の適用による新型コロナウイルス感染症対策業務手当に関する特例)
- 2 以下に示すいずれかの期間に、第30条第21項各号の規定の対象となる業務を行った場合、当該各号で算定した手当額の100分の200の額を支給する。

(1) 飛騨圏域を構成する市村のいずれかがまん延防止等重点措置区域に指定されている期間

(2) 岐阜県が緊急事態宣言の対象地域に指定されている期間

(手当に関する特例の期限)

3 前項の終了日は、前項の期間が終了した日又は令和3年6月30日のうちいずれか早い日とする。

附 則

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年9月17日より施行し、令和3年7月1日に遡って適用する。

(まん延防止等重点措置等の適用による新型コロナウイルス感染症対策業務手当に関する特例)

2 以下に示すいずれかの期間に、第30条第21項各号の規定の対象となる業務を行った場合、当該各号で算定した手当額の100分の200の額を支給する。

(1) 飛騨圏域を構成する市村のいずれかがまん延防止等重点措置区域に指定されている期間

(2) 岐阜県が緊急事態宣言の対象地域に指定されている期間

(手当に関する特例の期限)

3 前項の終了日は、国が実施する新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の補助対象の期間が終了した日とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年11月1日より施行し、令和3年5月18日に遡って適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年1月1日より施行し、令和3年8月11日に遡って適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年3月1日より施行し、令和3年12月1日に遡って適用する。

(まん延防止等重点措置等の適用による新型コロナウイルス感染症対策業務手当に関する特例)

2 以下に示すいずれかの期間に、第30条第21項各号の規定の対象となる業務を行った場合、当該各号で算定した手当額の100分の200の額を支給する。

(1) 飛騨圏域を構成する市村のいずれかがまん延防止等重点措置区域に指定されている期間

(2) 岐阜県が緊急事態宣言の対象地域に指定されている期間

附 則

この規程は、令和4年10月17日から施行し、同年10月分の給与から適用する。

(施行期日)

1 この規程は、令和4年12月23日から施行する。

2 改正後の別表1及び別表2の規定は令和4年4月1日から適用し、改正後の第34条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

3 改正後のこの規程の規定を適用する場合には、改正前のこの規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1
事務職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,700	211,600	245,300	276,800	301,100	329,300	372,700	418,300	469,000
	2	165,900	213,300	246,800	278,400	303,300	331,600	375,300	420,800	472,100
	3	167,100	215,100	248,300	280,000	305,300	333,800	377,800	423,300	475,200
	4	168,200	216,600	249,700	281,600	307,300	335,900	380,200	425,800	478,300
	5	169,300	218,100	250,900	283,200	309,100	337,900	382,200	427,700	481,300
	6	170,400	220,000	252,500	285,000	310,900	340,000	384,700	429,800	484,400
	7	171,600	221,700	254,100	286,800	312,500	341,900	387,100	432,000	487,500
	8	172,700	223,500	255,500	288,600	314,100	343,800	389,600	434,200	490,600
	9	173,700	225,000	256,600	290,300	315,800	345,800	392,100	436,200	493,300
	10	175,100	226,500	258,100	292,300	318,000	347,800	394,700	438,300	496,400
	11	176,500	228,100	259,600	294,100	320,300	349,900	397,400	440,400	499,400
	12	177,800	229,600	260,900	295,900	322,300	351,900	400,000	442,400	502,500
	13	179,000	230,800	262,300	297,700	324,300	353,700	402,300	444,200	505,200
	14	180,500	232,300	263,500	299,300	326,400	355,800	404,600	446,100	507,600
	15	182,100	233,800	264,700	300,800	328,300	357,700	406,900	448,000	509,900
	16	183,700	235,200	266,000	302,200	330,300	359,700	409,200	449,900	512,300
	17	184,800	236,600	267,200	303,700	332,200	361,400	411,100	451,600	514,500
	18	186,300	238,300	268,500	305,800	334,300	363,400	413,000	453,400	516,000
	19	187,700	239,800	269,900	307,800	336,200	365,300	414,900	455,200	517,500
	20	189,100	241,200	271,200	309,700	338,100	367,200	416,800	457,000	518,900
再雇用職以外の職員	21	190,400	242,500	272,800	311,400	339,900	369,200	418,600	458,800	520,000
	22	192,800	244,100	274,300	313,300	341,900	371,100	420,400	460,300	521,500
	23	195,000	245,600	275,900	315,300	344,000	373,000	422,300	461,800	523,000
	24	197,300	247,100	277,500	317,100	345,900	375,000	424,200	463,300	524,500
	25	199,500	248,100	279,100	318,900	347,300	376,800	425,800	464,700	525,700
	26	201,300	249,600	280,800	320,900	349,300	378,800	427,300	466,000	526,800
	27	202,900	250,900	282,500	322,900	351,200	380,700	428,900	467,300	528,000
	28	204,400	252,200	284,100	324,900	353,200	382,600	430,400	468,500	529,200
	29	206,000	253,300	285,700	326,600	354,900	384,200	431,900	469,500	530,300
	30	207,400	254,300	287,200	328,700	356,800	386,000	433,200	470,200	531,200
	31	208,800	255,200	288,700	330,700	358,600	387,800	434,500	471,000	532,100
	32	210,200	256,200	290,300	332,700	360,500	389,500	435,800	471,700	533,000
	33	211,600	257,100	291,400	334,000	362,300	391,200	437,000	472,400	533,800
	34	212,900	258,000	293,000	336,000	364,100	392,600	438,300	473,200	534,700
	35	214,300	258,800	294,600	338,000	365,800	394,100	439,600	473,900	535,400
	36	215,600	259,700	296,100	340,000	367,500	395,500	440,800	474,600	535,900
	37	216,900	260,500	297,500	341,900	369,000	397,000	442,000	475,100	536,600
	38	218,100	261,700	299,200	343,900	370,300	398,200	442,800	475,800	537,300
	39	219,400	262,900	300,800	345,800	371,600	399,400	443,600	476,500	538,100
	40	220,500	264,100	302,400	347,800	373,000	400,500	444,400	477,100	538,700
	41	221,600	265,300	304,000	349,600	374,300	401,500	445,000	477,600	539,200
	42	222,700	266,500	305,600	351,500	375,200	402,700	445,700	478,100	
	43	223,800	267,600	307,100	353,400	376,200	403,800	446,400	478,500	
	44	224,800	268,700	308,700	355,200	377,300	405,000	447,100	478,800	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	45	225,700	269,700	310,300	356,700	378,100	405,700	447,900	479,100	
	46	226,600	270,900	311,900	358,200	379,000	406,400	448,700		
	47	227,600	272,000	313,600	359,600	379,900	407,100	449,300		
	48	228,500	273,000	315,100	361,100	380,700	407,800	450,000		
	49	229,400	274,000	316,000	362,700	381,600	408,400	450,400		
	50	230,300	275,100	317,600	363,500	382,400	409,100	450,900		
	51	231,300	276,100	319,100	364,500	383,200	409,600	451,300		
	52	232,200	277,000	320,700	365,500	383,900	410,100	451,700		
	53	233,000	277,900	322,400	366,400	384,600	410,400	452,100		
	54	233,900	278,900	324,000	367,500	385,300	410,700	452,500		
	55	234,800	279,800	325,500	368,500	386,000	411,000	452,900		
	56	235,700	280,700	327,100	369,500	386,700	411,300	453,200		
	57	236,000	281,600	328,500	370,400	387,200	411,600	453,500		
	58	236,800	282,600	329,700	371,100	387,800	412,000	454,000		
	59	237,500	283,500	330,800	371,800	388,500	412,300	454,300		
	60	238,100	284,400	331,900	372,400	389,200	412,600	454,600		
	61	238,800	285,400	332,700	372,900	389,600	412,900	454,900		
	62	239,500	286,400	333,600	373,500	390,300	413,200			
	63	240,100	287,400	334,400	374,200	390,900	413,500			
	64	240,600	288,300	335,200	374,900	391,500	413,800			
	65	241,100	288,800	336,000	375,200	392,000	414,100			
	66	241,600	289,500	336,400	375,900	392,600	414,400			
	67	242,200	290,300	337,100	376,600	393,200	414,700			
	68	242,800	291,200	337,800	377,200	393,800	415,000			
	69	243,300	292,200	338,600	377,600	394,200	415,200			
	70	243,800	293,000	339,300	378,200	394,700	415,500			
	71	244,300	293,800	340,000	378,900	395,300	415,800			
	72	244,900	294,600	340,600	379,500	395,900	416,000			
	73	245,400	295,300	341,100	379,900	396,200	416,200			
	74	245,900	295,800	341,700	380,500	396,500	416,500			
	75	246,300	296,300	342,300	381,200	396,900	416,800			
	76	246,800	296,700	342,900	381,800	397,300	417,000			
	77	247,300	296,900	343,200	382,200	397,600	417,200			
	78	247,800	297,200	343,700	382,700	397,900	417,500			
	79	248,400	297,400	344,100	383,300	398,200	417,800			
	80	248,900	297,700	344,500	383,800	398,400	418,000			
	81	249,300	297,900	344,900	384,300	398,600	418,200			
	82	249,800	298,100	345,400	384,900	398,900	418,500			
	83	250,200	298,400	345,900	385,500	399,200	418,800			
	84	250,600	298,600	346,400	385,900	399,400	419,000			
	85	251,000	298,900	346,800	386,200	399,600	419,200			
	86	251,400	299,200	347,200	386,600	399,900				
	87	251,900	299,500	347,700	387,000	400,200				
	88	252,300	299,800	348,100	387,400	400,400				
	89	252,700	300,100	348,400	387,800	400,600				
	90	253,200	300,500	348,800	388,300	400,900				
	91	253,500	300,900	349,300	388,700	401,200				
	92	253,800	301,300	349,700	389,100	401,400				

再雇
用職
員以
外の
職員

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	93	254,100	301,500	349,900	389,400	401,600				
	94		301,800	350,300	389,900					
	95		302,100	350,800	390,300					
	96		302,500	351,200	390,700					
	97		302,700	351,400	391,000					
	98		303,000	351,800						
	99		303,400	352,300						
	100		303,800	352,600						
	101		304,000	352,900						
	102		304,300	353,300						
	103		304,700	353,700						
	104		305,000	354,100						
	105		305,200	354,600						
	106		305,500	355,000						
	107		305,900	355,400						
	108		306,200	355,800						
	109		306,400	356,300						
	110		306,800	356,700						
	111		307,200	357,000						
	112		307,500	357,300						
	113		307,700	357,800						
	114		307,900	358,200						
	115		308,200	358,500						
	116		308,600	358,800						
	117		308,800	359,300						
118		309,000								
119		309,300								
120		309,600								
121		310,000								
122		310,200								
123		310,500								
124		310,800								
125		311,200								
再雇用職員		円 192,300	円 220,400	円 261,200	円 280,900	円 296,300	円 322,300	円 364,900	円 398,800	円 451,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤職員を除く。

別表第 2

医療職給料表

①医療職給料表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
再雇 用職 員以 外の 職員	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		
89		483,800	542,700		
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
再雇用職員		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第2

医療職給料表

②医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	170,000	206,400	240,400	263,500	292,900	336,700	380,700
	2	171,500	208,000	241,700	264,700	294,800	338,800	383,300
	3	172,900	209,500	243,000	265,900	296,800	340,700	386,000
	4	174,300	211,000	244,200	267,000	298,700	342,600	388,600
	5	175,600	212,500	245,400	268,200	300,500	344,500	391,000
	6	177,500	213,700	246,700	269,500	302,600	346,500	393,700
	7	179,200	215,000	247,800	270,600	304,400	348,600	396,400
	8	180,800	216,200	248,900	271,600	306,300	350,600	399,100
	9	182,500	217,600	249,900	272,700	308,100	352,400	401,300
	10	184,200	219,100	251,000	273,500	309,700	354,600	403,500
	11	185,800	220,700	252,300	274,200	311,300	356,600	405,700
	12	187,800	222,200	253,500	275,000	312,900	358,700	408,000
	13	189,200	223,600	254,800	276,000	314,600	360,200	410,000
	14	191,000	225,200	256,000	277,100	316,600	362,200	412,000
	15	193,100	226,700	257,200	278,100	318,600	364,200	414,100
	16	194,900	228,200	258,500	279,200	320,500	366,200	416,200
	17	196,800	229,600	259,300	280,500	322,300	368,000	418,000
	18	198,100	230,900	260,500	282,000	324,300	370,100	419,900
	19	199,600	232,300	261,600	283,700	326,200	372,100	421,900
	20	201,100	233,600	262,800	285,300	328,000	374,100	423,800
再雇 用職 員以 外の 職員	21	202,300	234,800	264,000	286,800	329,900	375,800	425,600
	22	203,800	235,900	264,800	288,500	331,800	377,900	427,200
	23	205,300	237,000	265,600	290,100	333,700	379,900	428,800
	24	206,600	238,100	266,500	291,800	335,600	381,900	430,400
	25	208,200	239,300	267,400	293,400	337,300	383,400	431,900
	26	209,200	240,500	268,400	294,900	339,300	385,200	433,200
	27	210,400	241,700	269,400	296,400	341,200	387,000	434,500
	28	211,500	242,900	270,500	298,100	343,000	388,800	435,800
	29	212,700	243,900	271,800	299,400	344,400	390,500	437,100
	30	213,900	245,200	273,300	300,900	346,200	392,000	438,300
	31	215,000	246,600	274,800	302,500	348,000	393,600	439,500
	32	216,100	247,900	276,200	304,000	349,800	395,100	440,600
	33	217,500	248,900	277,400	305,500	351,500	396,400	441,800
	34	218,900	250,200	279,000	307,200	353,400	397,700	443,000
	35	220,200	251,100	280,600	308,800	355,200	399,000	444,300
	36	221,400	252,400	282,100	310,400	357,100	400,200	445,500
	37	222,400	253,600	283,400	311,800	358,700	401,300	446,700
	38	223,500	254,700	284,800	313,400	360,400	402,400	447,500
	39	224,500	255,800	286,100	314,900	362,100	403,500	448,100
	40	225,500	256,800	287,400	316,500	363,700	404,700	448,900
	41	226,400	257,700	288,500	318,100	364,900	405,500	449,400
	42	227,300	258,500	290,000	319,700	366,100	406,300	449,800
	43	228,100	259,400	291,400	321,400	367,300	407,100	450,200
	44	229,000	260,200	292,700	322,900	368,500	407,900	450,600

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	45	229,900	261,000	294,100	323,800	369,500	408,300	451,000
	46	230,900	262,300	295,700	325,300	370,300	409,000	451,400
	47	231,800	263,500	297,200	326,800	371,300	409,500	451,800
	48	232,700	264,700	298,700	328,400	372,400	409,900	452,100
	49	233,400	266,000	299,900	329,800	373,500	410,300	452,400
	50	234,300	267,300	301,400	331,100	374,500	410,600	452,800
	51	235,300	268,400	302,800	332,400	375,500	410,900	453,100
	52	236,100	269,400	304,300	333,600	376,400	411,200	453,400
	53	236,400	270,400	305,600	334,600	377,200	411,500	453,800
	54	237,200	271,500	307,000	335,600	378,100	411,800	
	55	237,800	272,600	308,500	336,600	379,000	412,200	
	56	238,500	273,700	309,800	337,600	379,800	412,500	
	57	239,200	274,500	310,800	338,100	380,400	412,800	
	58	239,800	275,600	312,100	339,000	381,200	413,100	
	59	240,300	276,700	313,300	339,800	382,000	413,400	
	60	240,800	277,600	314,700	340,700	382,800	413,800	
	61	241,400	278,500	316,000	341,400	383,200	414,000	
	62	242,000	279,500	317,300	341,700	383,900	414,300	
	63	242,500	280,400	318,500	342,300	384,600	414,600	
	64	243,100	281,300	319,800	342,900	385,200	414,900	
	65	243,600	282,200	321,100	343,500	385,700	415,100	
	66	244,100	283,200	321,900	344,200	386,300	415,400	
	67	244,700	284,100	322,600	344,900	387,000	415,700	
	68	245,300	285,000	323,300	345,500	387,600	416,000	
再雇用職員以外の職員	69	245,800	285,900	323,900	346,200	388,000	416,200	
	70	246,300	287,000	324,600	346,800	388,500	416,500	
	71	246,700	288,100	325,300	347,400	389,000	416,800	
	72	247,200	289,100	325,900	348,000	389,500	417,100	
	73	247,700	289,700	326,600	348,300	390,100	417,300	
	74	248,200	290,200	326,800	348,900	390,600		
	75	248,800	290,800	327,300	349,400	391,200		
	76	249,300	291,600	327,800	349,900	391,800		
	77	249,600	292,400	328,400	350,400	392,300		
	78	249,900	293,000	328,900	350,900	392,800		
	79	250,200	293,600	329,400	351,400	393,400		
	80	250,400	294,100	329,800	351,900	393,900		
	81	250,600	294,600	330,400	352,200	394,200		
	82	250,900	295,100	330,900	352,500	394,700		
	83	251,200	295,600	331,400	352,900	395,100		
	84	251,500	295,900	331,900	353,200	395,500		
85	251,700	296,100	332,400	353,700	395,900			
86		296,300	332,800	354,000	396,400			
87		296,500	333,000	354,300	396,800			
88		296,700	333,300	354,600	397,200			
89		297,100	333,700	355,000	397,600			
90		297,300	334,100	355,300				
91		297,500	334,500	355,700				
92		297,700	334,900	356,000				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	93		298,100	335,300	356,400			
	94		298,300	335,500	356,700			
	95		298,500	335,900	357,100			
	96		298,800	336,200	357,400			
	97		299,100	336,400	357,700			
	98		299,300	336,700	358,100			
	99		299,600	337,000	358,500			
	100		299,900	337,300	358,900			
	101		300,200	337,500	359,400			
	102		300,400	337,800	359,800			
	103		300,600	338,200	360,200			
	104		300,900	338,400	360,600			
	105		301,200	338,600	361,100			
	106			338,800				
	107			339,200				
108			339,400					
109			339,600					
110			340,000					
111			340,400					
112			340,800					
113			341,000					
再雇用職員		円 193,400	円 220,500	円 249,200	円 262,900	円 288,600	円 330,200	円 373,300

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 薬剤師
- (2) 栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (7) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (8) 言語聴覚士
- (9) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (10) 社会福祉士及び公認心理師

別表第 2

医療職給料表

③医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	186,600	214,600	258,300	277,400	299,400	339,200	383,400
	2	188,000	216,600	259,700	278,300	301,000	341,200	386,100
	3	189,500	218,600	261,200	279,100	302,600	343,300	388,800
	4	191,000	220,500	262,600	280,000	304,200	345,300	391,500
	5	192,500	222,600	263,800	280,500	305,500	347,300	393,700
	6	194,000	224,400	264,600	281,400	307,300	349,500	395,900
	7	195,600	226,300	265,400	282,100	308,900	351,500	398,300
	8	197,100	228,000	266,100	283,000	310,500	353,600	400,600
	9	198,300	229,800	266,900	284,000	312,100	355,100	402,600
	10	200,000	231,200	267,600	284,600	313,500	357,100	404,700
	11	201,700	232,500	268,400	285,500	314,800	359,100	406,900
	12	203,200	233,400	269,100	286,400	316,100	361,100	409,200
	13	204,600	234,900	269,900	287,400	317,300	363,100	411,100
	14	206,700	235,900	270,900	288,300	319,000	365,100	413,200
	15	208,800	236,900	271,700	289,200	320,600	367,100	415,300
	16	210,900	237,900	272,600	290,100	322,200	369,200	417,300
	17	212,900	239,000	273,100	291,200	323,700	371,100	419,400
	18	214,900	240,400	274,000	292,200	325,300	373,200	421,600
	19	217,100	241,800	274,800	293,300	326,800	375,300	423,800
	20	219,100	243,000	275,600	294,400	328,200	377,300	426,000
再雇 用職 員以 外の 職員	21	221,100	244,100	276,300	295,700	329,700	379,100	427,900
	22	222,800	245,700	277,000	297,100	331,100	381,200	429,800
	23	224,500	247,500	277,800	298,400	332,600	383,300	431,700
	24	226,300	248,900	278,600	299,600	334,100	385,400	433,600
	25	227,600	250,100	279,400	300,700	335,500	387,300	435,300
	26	229,000	251,500	280,100	302,100	337,000	389,000	436,900
	27	230,100	252,900	281,000	303,500	338,400	390,800	438,600
	28	231,100	254,200	281,800	305,000	339,800	392,600	440,200
	29	232,200	255,600	282,900	306,000	340,900	394,400	441,500
	30	233,000	256,700	284,000	307,300	342,400	396,200	442,900
	31	233,900	257,500	285,400	308,700	343,900	398,100	444,500
	32	234,600	258,200	286,700	309,900	345,400	399,900	446,000
	33	235,700	259,000	287,900	311,100	346,900	401,600	447,600
	34	236,900	260,000	289,200	312,600	348,500	403,300	449,200
	35	238,100	260,900	290,400	314,000	350,000	405,100	450,600
	36	239,100	261,600	291,600	315,400	351,600	406,900	452,200
	37	240,100	262,300	292,900	316,700	353,200	408,500	453,500
	38	241,500	263,200	294,000	318,100	354,800	410,300	454,900
	39	242,800	264,200	295,100	319,500	356,400	412,100	456,200
	40	244,000	265,100	296,200	320,900	357,900	413,900	457,600
	41	244,800	265,500	297,200	322,400	359,100	415,400	458,600
	42	245,900	266,300	298,400	323,900	360,600	417,000	459,400
	43	246,900	267,100	299,700	325,300	362,100	418,500	460,200
	44	247,900	267,900	300,900	326,600	363,600	419,800	460,800

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	45	248,900	268,600	302,000	327,500	365,000	420,900	461,700
	46	249,900	269,300	303,400	328,900	366,100	422,000	462,400
	47	250,900	270,000	304,700	330,300	367,500	423,200	463,200
	48	251,700	270,700	305,900	331,800	368,800	424,400	464,100
	49	252,500	271,500	307,000	333,000	370,100	425,700	464,800
	50	253,400	272,300	308,300	334,300	371,500	426,800	465,500
	51	254,400	273,000	309,500	335,600	372,900	428,100	466,200
	52	255,200	273,900	310,800	337,000	374,200	429,200	467,000
	53	255,800	274,900	312,200	338,300	375,700	430,400	467,800
	54	256,700	276,000	313,600	339,600	376,900	431,400	468,600
	55	257,600	277,200	314,900	340,900	378,100	432,500	469,400
	56	258,500	278,400	316,100	342,300	379,300	433,700	470,100
	57	259,200	279,600	316,900	343,200	380,400	434,800	470,900
	58	260,100	281,000	318,200	344,500	381,400	435,300	
	59	260,700	282,400	319,400	345,700	382,400	435,900	
	60	261,500	283,700	320,800	347,000	383,300	436,300	
	61	262,200	284,900	322,000	348,100	383,900	436,900	
	62	263,000	286,100	323,300	349,000	384,700	437,400	
	63	263,700	287,200	324,500	350,200	385,500	437,800	
	64	264,400	288,400	325,800	351,400	386,300	438,400	
	65	265,000	289,400	327,000	352,500	387,100	438,900	
	66	265,800	290,600	328,300	353,700	387,800	439,300	
	67	266,400	291,800	329,500	354,900	388,600	439,600	
	68	267,000	292,800	330,700	355,900	389,300	439,900	
	69	267,600	293,900	331,500	356,900	390,000	440,300	
	70	268,300	295,300	332,600	358,000	390,600	440,700	
	71	269,100	296,600	333,700	359,100	391,300	441,000	
	72	270,000	297,900	334,600	360,200	391,900	441,300	
	73	271,200	298,900	335,700	361,100	392,600	441,700	
	74	272,300	300,200	336,400	362,200	393,100	442,100	
	75	273,300	301,400	337,600	363,300	393,700	442,400	
	76	274,300	302,700	338,700	364,300	394,200	442,700	
	77	275,100	304,000	339,800	365,000	394,600	443,100	
	78	276,100	305,200	341,000	365,800	395,200	443,500	
	79	277,000	306,500	342,200	366,600	395,700	443,800	
	80	277,900	307,700	343,300	367,400	396,000	444,100	
	81	278,700	308,200	344,400	368,000	396,400	444,500	
	82	279,700	309,400	345,500	368,500	396,900		
	83	280,600	310,500	346,600	369,100	397,300		
	84	281,200	311,700	347,700	369,600	397,600		
	85	281,900	312,800	348,600	370,200	397,900		
	86	282,700	314,000	349,600	370,700	398,400		
	87	283,400	315,200	350,500	371,300	398,900		
	88	284,100	316,400	351,500	371,800	399,300		
	89	284,900	317,500	352,500	372,200	399,600		
	90	285,800	318,700	353,300	372,700	400,000		
	91	286,600	319,900	354,100	373,300	400,500		
	92	287,400	321,000	354,900	373,800	400,900		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	93	288,200	321,900	355,600	374,100	401,300		
	94	289,200	322,600	356,200	374,600	401,700		
	95	290,200	323,300	356,900	375,100	402,200		
	96	291,100	323,900	357,500	375,400	402,600		
	97	291,700	324,400	357,900	376,000	403,000		
	98	292,300	324,700	358,300	376,500			
	99	293,000	325,400	358,800	377,000			
	100	293,900	326,000	359,200	377,500			
	101	294,700	326,400	359,700	378,100			
	102	295,500	327,000	360,100	378,600			
	103	296,300	327,600	360,600	379,100			
	104	297,100	328,100	361,000	379,500			
	105	297,700	328,500	361,300	380,100			
	106	298,200	329,000	361,800	380,600			
	107	298,700	329,500	362,300	381,100			
	108	299,100	330,000	362,600	381,600			
	109	299,300	330,400	363,100	382,200			
	110	299,700	330,800	363,600	382,700			
	111	299,900	331,100	364,100	383,200			
	112	300,200	331,500	364,600	383,700			
	113	300,500	331,800	365,100	384,300			
	114	300,700	332,200	365,600				
	115	301,000	332,600	366,100				
	116	301,200	332,900	366,500				
	117	301,500	333,100	366,900				
	118	301,800	333,400	367,400				
	119	302,100	333,800	367,900				
	120	302,400	334,000	368,400				
	121	302,700	334,200	368,800				
	122	303,100	334,500	369,300				
	123	303,500	334,800	369,800				
	124	303,900	335,100	370,300				
	125	304,100	335,300	370,700				
	126	304,300	335,600					
	127	304,700	336,000					
	128	305,100	336,200					
129	305,300	336,400						
130	305,600	336,700						
131	306,000	337,100						
132	306,400	337,300						
133	306,600	337,600						
134	306,900	338,000						
135	307,300	338,400						
136	307,600	338,800						
137	307,900	339,100						
138	308,100	339,500						
139	308,500	339,900						
140	308,800	340,300						

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員	141	309,000	340,600					
	142	309,400	341,000					
	143	309,800	341,400					
	144	310,100	341,800					
	145	310,300	342,100					
	146	310,500	342,500					
	147	310,800	342,900					
	148	311,200	343,300					
	149	311,400	343,600					
	150	311,600	344,000					
	151	311,900	344,400					
	152	312,200	344,800					
	153	312,600	345,100					
	154	312,800						
	155	313,000						
	156	313,300						
	157	313,700						
	158	314,000						
	159	314,300						
	160	314,600						
161	315,000							
162	315,300							
163	315,600							
164	315,900							
165	316,300							
166	316,600							
167	316,900							
168	317,200							
169	317,600							
再雇用職員		円 240,700	円 261,400	円 268,700	円 279,100	円 295,700	円 333,600	円 379,000

備考 この表は、看護等に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。